

埼玉県立自然の博物館教育用物品貸出要綱

令和2年12月館長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県立自然の博物館が学校、教育委員会、社会教育施設、社会教育団体、その他館長が認めた団体からの依頼により、博物館の教育用物品を広く提供することを目的として、物品借用の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用できる団体)

第2条 当館の教育用物品（以下「物品」という。）を借用することのできる団体は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校、大学。（教育活動に利用する場合に限る。）
- 二 教育委員会、社会教育施設、社会教育団体。（教育普及活動の充実に利用する場合に限る。）
- 三 その他館長が認めた団体。

(貸出期間)

第3条 物品の貸出期間については、原則として2週間以内とする。ただし、館長が特に認めた場合は、この限りではない。

(使用料)

第4条 物品の借用の使用料は無料とする。ただし、物品の輸送等にかかる費用は、利用者側の負担とする。

(利用場所)

第5条 借用した物品の利用場所は、県内に限る。

(借用許可申請)

第6条 物品借用を希望する場合は、物品借用希望日の1カ月までに、利用する目的、物品名と使用数、利用期間について連絡し、2週間前までに物品借用許可申請書（様式第1号）を館長に提出しなければならない。

(返却)

第7条 借用した物品は、使用后1週間以内に博物館へ返却しなければならない。

(遵守事項)

第8条 借用した物品は正しく使用し、亡失、又は損傷しないように管理しなければならない。

- 2 物品は転貸、担保に供してはならない。
- 3 物品は利用目的以外の目的のために利用してはならない。
- 4 物品を亡失、又は損傷した場合は、直ちに博物館に報告し指示に従わなければならない。
- 5 貸出を受けた物品(又は資料)から許可なく複製をしてはならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、館長が別に定める。

附則

この要項は、平成30年8月20日から施行する。

附則

この要項は、令和3年1月1日から施行する。